

# 公害防止対策事前協議指導要綱

平成17年3月28日太田市告示第16号

一部改正令和2年4月1日

太田市公害防止対策事前協議指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく公害の防止の趣旨により、建築主が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の確認の申請書を提出する前に、公害関係について市と事前に協議することによって、当該建築物に係る公害発生の未然防止を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 事前協議の対象は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 工場、事業場及び作業所（農作業所を除く。）
- (2) 建築基準法第6条第1項第1号に該当する特殊建築物
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び群馬県的生活環境を保全する条例（平成12年群馬県条例第50号）による適用を受ける施設を設置しようとする建築物
- (4) 施設内及び敷地内において、悪臭の発生が想定される作業を行おうとする建築物
- (5) その他特に市長が必要と認める建築物

(協議書の提出)

第3条 建築主は、前条に規定する建築物を建築しようとするときは、あらかじめ公害防止対策事前協議申請書（別記様式第1号。以下「協議書」という。）正本及び副本を市長に提出するものとする。

(事前協議)

第4条 市長は、協議書を受理したときは、その内容を審査及び協議し、生活環境を損なうおそれがあると認めるときは、建築主に対し、必要な限度において計画及び対策の変更を求めることができる。

(事前協議の完了)

第5条 市長は、事前協議が完了したときは、公害防止対策指導書（別記様式第2号）に協議書の副本を添付して、建築主に交付するものとする。

(事前協議後の確認)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、事前協議完了後、協議事項の履行状況について、確認することができる。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の太田市公害防止対策事前協議指導要綱の規定は、令和2年4月1日以後に申請をした者について適用し、同日前に申請をした者については、なお従前の例による。